

軽症高額該当、高額かつ長期の申請について

1 引き続き医療費助成を受けるために、「軽症高額該当の申請」を御検討ください！

(1) 指定難病医療費助成の認定要件(次の①または②を満たすこと)

- ①「診断基準」および「重症度分類」を満たすこと
- ②「診断基準」および「軽症高額該当基準」を満たすこと

→「重症度分類」を満たしていなくても、「軽症高額該当基準」を満たしていれば、引き続き医療費助成を受けることができます。
(重症度分類を満たした方と、医療費助成の金額や内容に変わりはありません)

(2) 軽症高額該当基準(次の①～③を全て満たすこと)

- ①申請した月以前の12ヶ月間に、
- ②指定難病に係る医療費総額(保険適用前の10割の金額)が33,330円を超える月が、
- ③3ヶ月以上ある場合

負担上限月額管理票の場合は、
医療費総額欄の合計金額を確認

(3) 軽症高額該当の申請に必要な書類

- ・上記(2)の軽症高額該当基準を満たしている場合は、
申請書の「軽症高額該当」に☒チェックのうえ、
次の①～③のいずれかの書類(複数の組合せ可)を提出してください。
- ①負担上限月額管理票(緑色)の写し
- ②医療費申告書(第5号様式)(同封) + 領収書等の写し
- ③特定医療費(指定難病)証明書(第2号様式)

(4) 軽症高額該当申請の対象期間

- ・申請月以前の12ヶ月間が対象期間です。
- ・対象期間分を全て提出してください。

申請月	対象期間(12ヶ月間)
5月	令和6年(2024年)6月 ～ 令和7年(2025年)5月
6月	令和6年(2024年)7月 ～ 令和7年(2025年)6月
7月	令和6年(2024年)8月 ～ 令和7年(2025年)7月
8月	令和6年(2024年)9月 ～ 令和7年(2025年)8月
9月	令和6年(2024年)10月 ～ 令和7年(2025年)9月

※郵送の場合、申請書の受理日が申請月となります。

(5) 注意事項

- ・軽症高額該当は、認定(医療費助成)を継続して受けるための申請であり、負担上限月額が軽減されるものではありません。(裏面の「高額かつ長期」とは異なります。)
- ・更新申請時点で軽症高額該当基準を満たさなくても、「特定医療費(指定難病)受給者証」の有効期間中(9月30日まで)は、後日追加で提出・申請することが可能です。

裏面も御確認ください

2 毎月の医療費の負担を軽減するために、「高額かつ長期の申請」を御検討ください！

(1) 自己負担上限月額表

階層区分	階層区分の基準		一般 ➡ 高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生 活 保 護	—		0 円	0 円
低 所 得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本 人 年 収 ～ 80 万 9 千 円	2,500 円	1,000 円
低 所 得 II		本 人 年 収 80 万 9 千 円 超	5,000 円	
一 般 所 得 I	市町村民税 課税 (世帯)	7 万 1 千 円 未 満	10,000 円 ➡ 5,000 円	
一 般 所 得 II		7 万 1 千 円 ～ 25 万 1 千 円 未 満	20,000 円 ➡ 10,000 円	
上 位 所 得		25 万 1 千 円 ～	30,000 円 ➡ 20,000 円	
入院時の食費			全額自己負担(※生活保護は自己負担なし)	

(2) 高額かつ長期の基準(次の①～③を全て満たすこと)

- ①申請した月以前の12ヶ月間に、
 ②特定医療費(指定難病)に係る医療費総額(保険適用前の10割の金額)が50,000円を超える月が、
 ③6ヶ月以上ある場合

負担上限月額管理票の場合は、
医療費総額欄の合計金額を確認

(3) 高額かつ長期の申請に必要な書類

- ・上記(2)の高額かつ長期の基準を満たしている場合は、
申請書の「高額かつ長期(高額難病治療継続者)」に☑チェックのうえ、
 次の①～③のいずれかの書類(複数の組合せ可)を提出してください。
- ①負担上限月額管理票(緑色)の写し
- ②医療費申告書(第5号様式)(同封) + 領収書等の写し
- ③特定医療費(指定難病)証明書(第2号様式)

(4) 高額かつ長期申請の対象期間

- ・申請月以前の12ヶ月間が対象期間です。
- ・対象期間分を全て提出してください。

申請月	対象期間(12ヶ月間)
5月	令和6年(2024年)6月 ～ 令和7年(2025年)5月
6月	令和6年(2024年)7月 ～ 令和7年(2025年)6月
7月	令和6年(2024年)8月 ～ 令和7年(2025年)7月
8月	令和6年(2024年)9月 ～ 令和7年(2025年)8月
9月	令和6年(2024年)10月 ～ 令和7年(2025年)9月

※郵送の場合、申請書の受理日が申請月となります。

(5) 注意事項

- ・高額かつ長期は、申請月の翌月(申請日が月初日の場合は当月)から負担上限月額が軽減されます。
- ・新規認定後、初めて更新申請をする方については、「特定医療費(指定難病)受給者証」に記載されている有効期間開始前は対象期間に含まれません。(表面の軽症高額該当とは、対象期間が異なる場合があります)
- ・更新申請後に上記の基準に達した場合にも、後日追加で提出・申請することが可能です。